

○山口座長

川上先生ありがとうございました。

それではこれから、パネルディスカッションに入りたいと思います。

では、荒井先生、川上先生、済みません、前へおいでいただけますでしょうか。

それでは、これからパネルディスカッションに移らせていただきます。今までずっと東日本大震災の報告、それから新潟大震災の報告、それに基づいてここから発展して地域防災計画に織り込んだためにいろんなことができるようになったというお話をいただいたわけですが、荒井先生、結構短目でしたので、何か追加のお話がありましたら、ありますでしょうか。

○荒井一利

いや、特に。

○山口座長

そうですね。緊急災害時のときって、今回は動物園動物は別としまして、小動物に限って新潟についても東日本についてもお話しさせていただいたんですが、農業動物については多分あした別のセッションで御討議されるようですので、農業動物についてはここではお話しさせていただく予定ではないんですが、ただ、今回の農業動物の、特に福島県における悲惨さについては世界じゅうに映像が流れておりまして、私も結構海外の方々とコンタクトがあるものですから、かなりいろんなことを言われております。ですから私もあしたのディスカッションで、どんなお話が出るのかなと思っております。

それで東日本大震災のときも新潟のときも、これだけ私が経験しているだけでも、私は大島の噴火のときからずっと経験してきているんですが、毎回そのごとにいろんなこと、また一から立ち上げ、また一から立ち上げという、有珠山のときも一から立ち上げという形で、それぞれ報告書も阪神大震災のときも報告書をつくられましたし、有珠山のときも報告書をつくられて、あれは全国の自治体にも獣医師会にも配られているはずなんですけれども、毎回起こるごとに慌てて一からその地域で立ち上げているという状況で、何とかこれが日本というのは全国どこでも自然災害だけではなくて、今回は原発もだったんですが、起こるわけですから、もういいかげんそろそろ毎回一からではなくて、どこで起こってもすぐに対応がとれるようなシステムをつくっていかなくちゃならないのではないかなと思っております。

最初の御紹介のときにもお話しさせていただきまし

た、今度の動物愛護管理法の改正のときに、法律の中にこの緊急災害時のことが今の動物愛護管理法の中でも環境大臣が決める基本指針という中には一応言葉的には入っているんですが、基本指針と法文の1項目で入るのとは全然重さが違うと思うんです。ですから何とかその法的な法文の中に入れて、予算もつき、そして全国どこで起こってもうまく連携プレーができるような形にしていかないと、また慌てふためいて、一からどうしようどうしようということになるのかなみたいに思っております。

それで、その中に一緒に飼い主責任として、動物とともに避難しましょうということを入れていきたいというふうには要望を私は委員会ですべてさせていただいたんですが、それは基本的に同行避難ということは強く思っているんですが、それと同時に先ほど川上先生がおっしゃられたように、同行避難すればたくさんの動物と人が同じ場所に集まるということは、そこでもしも感染症を持っていたら、特にそれも人と動物の共通感染症を持ってでもいたら、そこでわっと広がってしまう。そうすれば、せっかくの同行避難をある程度認めようかなみたいな雰囲気になっていても、一遍にだめになってしまうということがあると思うんです。ですからこの同行避難、法律で通ったにしても、やはりそこに飼い主の動物への責任と社会への責任がちゃんと果たせていなかったら、なかなか実際のところ動かないのではないかなと思っております。

特に先ほども何度も川上先生がおっしゃっていただきましたけれども、マイクロチップの件、今回本当にありがたいことにたくさんの動物愛護団体の方が被災地に行かれて、それぞれ保護してくださいました。それは本当にありがたいことなんです。ただ一つ保護された方も、途中でちょっとスライドで見させていただきましたけれども、私たちが保護しましたということがちゃんと飼い主にわかるような形にしておいていただけたら、どれだけ飼い主と会えたかなと思うことと同時に、みんなにマイクロチップが入っていたら一遍に飼い主がわかっただろうにと思います。

ですから、同行避難を法律に入れて実施するには、本当にこの飼い主責任がちゃんと遂行されているかということと密接にかかわっていると思うんです。それと同時に、今回、私たちは、今、個人の飼い主のことをお話ししているんですけれども、今回の大震災のときでも、動物園水族館協会に所属されている園館は早々と動物園水族館協会の中で動かれて、随分とお互い助け合うという、もともとそういうシステムがあったと

いうふうにお話を聞いていたんですけれども、できましたけれども、それ以外のやっぱり同じ業という、現在の動物愛護管理法の中でもほかにも業はありますよね、展示業者としてのところもあれば、ブリーダーさんということもあれば、ペットショップということも被災地にはたくさんあるんです。そういうところは家庭動物でもたくさん飼っている人はいますけれども、やはり頭数が多い、いろんな種類がある。

そうしますと、同行避難というのは、かなり一緒に避難所に50頭連れていけるかという50頭連れていけませんよね。ですから、そういう場合はやっぱり業の方々は、その業として自分たちの業の中でお互いどういうシステムをつくっておくかというのがとても大切なことではないのかなと思うのですが。

荒井先生は動物園水族館協会ですけれども、共通してほかの業の方々にも言えることが結構たくさんあると思うんですが、その辺そのアドバイスみたいなものはございますでしょうか。それと動物園水族館協会は、うまく連携プレーが今とれてらっしゃるんですが、そうなるまでの仕組みもちょっと教えていただけたらと思うんです。

○荒井一利

最初の御質問に関連しまして、私どもは動物園と水族館の動物に関することをしていますが、今回の震災のような状況になったときに、動物園と水族館の動物だけを保護し、面倒を見ればいいのかというジレンマは確かにありました。私どもに直接、疑問を投げかける方はほとんどいらっしゃいませんでしたが、畜産関連の動物たちを救えないのかというような御質問を受けたことがあります。制度上、私どもはそこまではできませんでしたが、今後は、同じ生命を守る者の課題として、考えなければいけないと思っています。

2番目の御質問に関連しまして、JAZAの仕組みを御紹介いたします。私どもはブロック制というものになっていまして、日本を大きく北海道、関東・東北、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の6ブロックに分けています。同じブロック内の動物園と水族館は特別な関係にあり、何かがあったときにはお互いに助け合う仕組みがふだんから構築されています。今回も関東・東北ブロックの動物園、水族館が中心になって、被災園館を救援しました。

○山口座長

ありがとうございました。

やはり動物園水族館協会ですけど、ほかの動物取扱業と言われている業界のそれぞれの業種の方々の集ま

りでもやはり同じことが言えるのかもしれないと思います。やっぱりそれぞれの業種の業界の中でそういうシステムをつくり上げていたら、いざ起こったときに、どの地域がどの地域を助けるというふうな形で、その動物を助ける仕組みが早く稼働するのではないかなと思います。もちろんシステムだけつくって、はい、終わりですではなくて、ふだんから連絡をとり合っていないと動かないことだろうとは思いますが。

特に新潟県のときに、新潟県として結構ブリーダーさんとか、あるいは、私はいつも緊急災害時を考えて個人の方には飼える頭数を考えなさいというのと同行避難できる頭数を考えなさい、同行避難できる種類の動物しか飼わないでくださいというふうに思っています。本当にワニを飼っていても、避難所で同行避難して預かりましょうなんて言っても、ワニはとてもそんな避難所で預かることはできませんから、特定動物は本当に飼わないでいただきたいと思ったり、そういう野生動物は個人で飼うこと自体が、野性動物自体の福祉もきちんと守ることができないと、確保することができないということもありますので、飼わないでいただきたいとは思っているんですが、何かそんな問題は逆に新潟県のときはございましたか。

○川上直也

新潟県の場合は、被災地にブリーダーさんがいらっしゃったんですけれども、そのブリーダーさんは一般の方が一時飼えなくなった犬、猫を自分の施設で無料で預かりました。ブリーダーさんは被災しても大丈夫なような体制がとれていたんだなと思っています。

それと、もし仮にそういった問題が発生した時は、私ども行政の立場として、ブリーダーさんの動物を無料で預かれるかどうかということについては、かなり議論するべきところだろうと思っています。私どもの災害のときは、幸いにもブリーダーさんのほうがどんどん預かってくださいましたので助かりました。ですから、預かれる場所をあらかじめ行政、あるいは団体が把握しておくべきだと思います。

私も気がつかなかったんですけれども、獣医師会の開業獣医師ですと、入院施設を持っているわけですから、そういうところで一施設当たり2頭～3頭預かったら、全体で何百頭預かれるのか、それからその他の団体、ボランティアが何頭預かれるのか、そういったことがあらかじめわかっていたらすごくいいと思います。新潟県は東日本大震災の被災地の状況とは異なり、ブリーダーさんから助けられました。

○山口座長

やはりふだんから、一つの県内だったら県内で、どこにどれだけの動物を保護することができるというマップじゃないですけども、そういうものをつくり上げておいて、いざというときにはその連絡網がきちんと動くようにすることと同時に、それつくり上げましたからと置いておくとまた動かないと思いますので、毎年、先ほどの防災訓練のときに同行避難をされるということがありましたけれども、今、実際に防災訓練のときに同行避難の訓練をされている自治体というのは結構ふえてきています。そのときに連絡網も一緒にできればいいなと思うんですけども。

私自身は、今、高齢者の方で犬や猫とともに暮らしていらっしゃる方がだんだんふえてきていらっしゃいます。そうしますと、同行避難のときにもいろんなものを、動物たちを抱えるとほかのものが持てないとか、いろんなやっばりだれかが助けなきゃいけないというふうな状況になることが多いと思うんです。

そのときに、人間のほう、高齢者の方々とか、あるいは役所とふだんから接触されているような方々の場合、やはり動物だけ助けるんだというよりも、人と動物のきずなを考えれば、人間側の福祉の人、それと動物側の福祉の関係者、両方が一緒にふだんからチームを組んで連携プレーをして、できれば私は赤十字も入り、そういうふうな人の福祉、動物の福祉が一緒になって消防、警察なんかと一緒に緊急災害時のときの連絡網及び活動チームをつくれればいいなと思っているんですけども、川上先生いかがでしょう。

○川上直也

少し難しい問題ですけども、実際に災害に遭ったときは、私は新潟県の動物愛護・衛生係長という立場でしたので動物の仕事はどんどんできました。県職員ですから、県民のために職務を進めることができました。しかし、実際に災害が発生した場合に、福祉関係の職員は避難所等へ入り浸りで、その他の業務への対応はむずかしいと思います。確かにおっしゃることはよくわかりますが、被災の状況が激しくて、そして人を救わなければならないような状況の中で、福祉の方に、犬を飼っている皆さんの情報収集はちょっと難しい気がします、そういうことなんですか。

○山口座長

福祉の方のほうから情報とかもいただければ、福祉の方が手いっぱいの方に動物と人が一緒に助けられると、人と動物を一緒に助けることも可能かなと思って、逆に人間の福祉課のほうから動物のことで相談を受け

ることがふえてきておりますので、そういうことも緊急災害時のときには起こり得るかなと思うんです。

○川上直也

それは実際に今でもやっていますから、全然問題ないと思います。福祉の方からの依頼で避難者の飼育している犬がいます。あるいは、猫がいますので助けてくださいと言ってくることに対応することは可能なことですし、当たり前のことだと思います。

○山口座長

だから、常時何かうまく連携ができるようになっていればいいなと思うんですけども。

それと、先ほどの獣医師会のほうで預かれるということなんですけど、2年間預かっていただいたんですか、新潟のときはずっと。

三宅島の噴火災害のときは、最初やはり獣医師会と東京都がケージを集めて三宅島に送って、全島避難になりましたから、全島避難のときには一緒にとにかく連れてきなさいということでケージを全部送ってくるようにしたんです。竹芝栈橋で獣医師会の先生と東京都が迎えて、それぞれ手分けして預かったんですが、すぐ帰れるかと思ったらガスが出て長期化になってしまって、その結果、獣医師さんのところってやっぱり入院犬舎でずっとという、それがやっぱり何カ月も、1年とかになると、犬舎の中にいることよりも、もうちょっと自由に動けるところのほうがいいんじゃないかということで、救護センターというのを東京都が建ててボランティアで運営したんです、東京都の動物救護本部が運営したんですけども。

その辺のところは獣医師さんもやっぱり長期に預かるとなると、自分の経営というほうのこともあると思うんです。そうなるとやっぱりどこか、とりあえず私いいと思うんです。今回も東京都の獣医師会のほうも、起こってすぐ、翌週の月曜日には避難してきたんだけど、どいか預かってくれるところがないかという相談を受けたものですから、もう早速に東獣の会長の先生にお願いして、病院で預かっていただくということをオーケーしていただきました。命令することはできないから手を挙げてくれた先生のところといっても、300人ぐらいの先生が手を挙げてくださったので、全部で150頭以上の動物を都内の動物病院で預かっていただいたんです。

ですから、ただ、そのときにも健康管理が十分でなかったものですから、全部、東京都の獣医師会のほうでノミ、ダニのフロントラインをやって、ワクチンをやってということで、フィラリアの予防もあんまりで

きていなかったものですから、その辺のチェックも全部してということになったんですけれど、やっぱり長期になったときというのが、どういう形でその長期というの、いつぐらいまでを緊急災害時という形でお預かりをするのか。やっぱり5年、10年というのは、10年で緊急災害時で預ければなし、もう動物だって年もとってきますし、それはやはりちょっと緊急災害時をもう越えちゃっているのではないかなと思うんですけれども、川上先生はその辺は緊急災害時という線引きはどういうふうに思われますか。

○川上直也

いつまでというのは言えません。

○山口座長

すごい難しいと思うんですけれど。

○川上直也

ですから、やると決まったら終わるまでだと思います。県の緊急災害時動物救済本部が解散するまでだと思います。お金の話ですけれども、全国に働きかけると、たくさんの方が送ってくださいます。震災当時私は、何か動物の話題があるとマスコミにお願いをして放送していただきました。すると、その都度、本部へ寄附金がたくさん集まります。獣医師は、みずから進んで手を挙げて、動物を預かりますと言ってくれました。治療も無料でやってくれました。

薬品は災害発生当初は、動物用医薬品協会のほうから無料で支援があります。しかしいずれ底をつきます。ワクチンも底をつきます。医薬品には期限がありますからいずれ新しく買い換えなければなりません。そういったときに、その資金をどうやって持ってくるかということを考えて、運営をしてきました。

新潟県の場合は、最終的に計算をして、最低限かかった費用についてできるものについては弁償しました。

ですから、無料でやってくださるということに甘えるだけではなくて、最終的に資金ができればお支払いをするという姿勢がいいのではないかと思います。この本には「いつ帰れるようになるかわからないけれども、飼い主の方が預かっている動物に会いに来る。だから帰れるまで預かります。」ということが書いてあります。預かる側もそのような気持でないとだめですから、事前に「いつまでかかるかわかりません。」とお話ししておく必要があると思います。

○山口座長

本当に今回、特に福島の方はまだ全然先が読めてませんので、どういうふうになるかわからないんですが、でも、そうやって飼い主さんが結構しょっちゅう

会いに来られていたんですか。

○川上直也

会いに来る方と来ない方がいらっしゃいました。お預かりするときには、きちんと連絡をとりながら避難してくださいという話しをしましたので、連絡が来ないところにはこちらから「元気ですよ」と連絡しました。それから、必ず取りにくることを条件にお預かりさせていただきました。

○山口座長

その辺も今はまだみんな進行中で、お預かりしている先生方もたくさんいらっしゃると思うんですが、私も福島のことを考えると10年で帰れない地域もあったりすれば、どこまでお預かりということになるんだろうみたいな、ちょっとその辺が全然、ただ10年たてば今10歳の子だったら、もう亡くなっているという可能性もあるんですね。だから緊急災害時というのが、どこまでを緊急災害時としてサポートするかというのは難しいところかなとは思っています。

動物園水族館協会のほうはその辺は何か決めていらっしゃるんですか。緊急災害時という定義といいますか。

○荒井一利

いや、特段、規定はありませんし、まだ福島水の動物を預かっているところもあります。

○山口座長

結構長く、それはもういつまでもという、いつまでもというか、向こうが返してくださいと、準備ができましたと言うまでお預かりされるということですか。

○荒井一利

そうですね。大きな動物をお預かりしたところは、えさ代もかなりかかりますし、予算を大幅に超過してしまうこともあります。できるだけ相手のことを考えて協力をしました。しかし、現実的には、かなり負担になることもあります。

○山口座長

かなりの出費ということになるとと思いますので、それは先ほどスライドで御説明いただいた御寄附でカバーされていくということですか。

○荒井一利

寄附でカバーしようとしたけれど、ほとんどのところは辞退されたので、各園館の御厚意に甘えたというのが現実です。

○山口座長

ただ、やっぱり長くなると、先ほど川上先生がおつ

しゃったように御厚意だけではなかなか済まなくなってきましたよね。その辺のところはなかなか線引きしたり、決めてしまったりというのが難しい状況ですね。

○荒井一利

そうですね。最終的にはJAZAが何らかの調整をしなければいけないのかなとは思っていますが、幸いにまだそのような事態にはなっていないのが現実です。

○山口座長

それではこの際ですから、まだもうちょっとお時間がありますので、ずっといろいろ川上先生も荒井先生もいろんなスライドを見せていただいて、いろんなお話をさせていただきましたので、先生方への御質問、それから逆に今の私たちがお話ししていたことで、いや、このほうがいいんじゃないというふうな御意見がございましたら、会場のほうからいただきたいのですが、お手を挙げていただけますでしょうか。

○質問者

すみません、大阪府の枚方市に住んでおりますキヤマと申します。

きょう、本当にすごく大きな体験を実際に現場に行かれた先生方のお話とかを聞くと、本当にそれこそ私らが知らないすごいにおいであるとか、いろんなエピソードがいっぱい詰まってるんやなと思ってすごく勉強になりました。

私は枚方市の保健所でこの3月に犬のしつけ方教室というものがあるものですから、自治会の掲示板に張っていただこうと思ひまして、独自でポスターをつくりましたら、そのポスターの呼び込みが、災害時あなたはペットとともに逃げますかといって、避難所に受け入れていただくには日ごろのしつけ、マナーが大切ですと入れた呼び込みが、その自治会の役員さんたちから猛反発されて、何とか会長さんが入って、張ってはいいただいているんですが、年賀状はがきでペットの情報、飼い主さんと一緒に写真のあれをみんなで代行でつくりましょうとやったら、そんなもんつくってもうたらだれが助けに行くねんという、本当にこの現場というんですか、地元のギャップ、でも、これは関西の自治体だったら本当にたくさんあると思うんです、うちだけが変わってるんじゃないと思うんです。

それで枚方市の災害時ボランティアセンターに行きましたら、介助犬と聴導犬は絶対避難所に来ますよみたいな話で、全く一般の犬、猫のことは御存じなくて、枚方市の危機管理室に問い合わせましたら、「大阪府のガイドラインで何ですか」と言われて、そういう本当に現実の全く、ええっという状況でして、ホームペー

ジをみんなで立ち上げて、犬のフンをみんなで飼い主で取っていきましょうとか、そこから始めようか、野良猫の不妊・矯正手術から始めようかみたいな話にはなってるんですが、現場というか、本当に関西ってのんびりしてるので、こういうものなんだと思うんですが、これどこから切り崩していけばいいのかということが本当にあります。

山口先生はずっと長くからこういう問題をされてまして、やっぱり本当にいろんなところがそういうところからも、地元から上げていくものなんでしょう。

○山口座長

私もですけど、川上先生もずっと県のほうでやってらっしゃいますから、川上先生のほうからもお答えいただきたいと思うんですが。

まだ、先ほどの市町村までいかないというお話をスライドのときにさせていただきまされたけれども、本当に県がマニュアルをつくりましたで終わっていたらもう県どまりで、その下はどこへ行っても知りませんと言われてしまうんですね。だから、今回の動愛法の改正のときに、法律の中に一文が入るかどうかで、法律の中に入ったら、それをうまく使って、市町村まで意識をおろしていくという努力をしていかないといけないのかなど。

それには私は法律に入れることと、法律に入れたものが地域防災計画に入って、マニュアルとかを大阪府だったら大阪府がつくって、それをまた今度は各市町村までおろしていくのを、県とか府と地元の方々と両方でやはり、地元の方々もそのお住まいの自治体に言う。けれど、府とも連絡をとり合って、今、国からもこういう法律の中に入ったんだよ、府もこういうものを持っているよ、これに基づいて市でも考えといてねというふうに地道にやっていくことかなど思っているんですが、川上先生いかがでしょう。

○川上直也

おっしゃるとおりだと思いますけれども、今回お話したこと以外にたくさん問題がありました。自治体の職員の中には、動物愛護推進派もいれば反対派もいるんです。例えば動物愛護センターをつくりたいと言ったら、「犬、猫のマンションをつくるのか」と言う方もいれば、「それは人間のためになるんですよ」とおっしゃる方もいらっしゃいます。たくさんの人たちがいる中で、自治体の中には動物愛護を推進される方がいらっしゃるんです。

私の場合は、スムーズに業務を進める上で様々なことを調べました。行政を動かすにはトップダウンも大

切な事です。

山口先生おっしゃるように、法律に載ればみんながそれを守らなければならないということですから、そこはすごく大事なところだと思います。

また、自治会の話がありましたけども、自治会にもさまざまな方がいらっしゃいます。思うとおりにポスターを張らしてくれないということもあるかも知れませんが、それは我々にも多少責任があると思います。新潟県の震災のときにたくさんのボランティアの方が入ってこられました。中にはいい犬だけ連れて帰ろうとしていた方がいました。「特定の種類の犬だけ預かります」と連れていってしまうところもありました。そういうことを自治体が聞きつけると、入らないでくださいということになります。そのようなおかしなボランティアを入れないことが大切だと思います。

まず大事なことは味方をたくさん増やすこと。こうやって皆さんおそろいになっているわけですから、横のつながりも大切なことだろうと思います。

それから皆さんの地域の防災計画はどうなっているか確認しておくことが大切だと思います。

○山口座長

現場でのお話、直接のお話は大変役に立つと思っております。長年苦勞されてこられたと思いますので、役所の中でも苦勞し、外に向かっても苦勞しでずっとやってこられたと思いますので、私たちも同じようなことに面している方々もいっぱいこの中にいらっしゃると思うんです。ですから、今、川上先生が示唆してくださったことを胸に1歩1歩やっていくなと思っております。

それでは時間も参ったんですけれども、今回のこの震災に対する御寄附の御協力を、今、総合受付のところで皆さんにお願い。Knotsとして。

○事務局

会議の運営の分と、それから福島県の動物救護本部の缶バッジのほうに。

○山口座長

はい。福島県への御寄附という、まだ一番これからまだまだやらなきゃならないことが山積みになっているのが福島県ですので、福島県の動物救護本部への御寄附を募っておりますので、ぜひ皆様御協力をよろしくお願ひしますという事務局からのお願いでございました。

それでは、本当に皆様からの御質問を受ける時間が短くなってしましまして、申しわけございませんでした。それではこれでワークショップⅢ「東日本大震災

から学ぶ今後の緊急災害時の動物救護」ということを終わらせていただきたいと思います。皆様どうもありがとうございました。





おいしく食べて、
しっかり歯みがき。

歯みがき専用ガム

デンタX[®] エックス[®]



食べる、くわえる、じゃれる。
お口を使って毎日を楽しむ
愛犬のために、デンタエックス[®]。
高弾力のX型を噛むことで、歯垢を
落として、ニオイをスッキリさせます。



毎日続けられる低カロリー*

*1本当たり
超小型犬用 約22kcal
小型犬用 約49kcal
中・大型犬用 約65kcal

マース ジャパンお客様相談室 TEL:03-5434-3434 (受付時間 9:30~16:00 土・日曜・祝日を除く)
www.marsjapan.co.jp ®Registered Trademark. ©Mars Incorporated, 2011.

毎日の歯みがき習慣を、楽しくしましょう。

ペットを連れて帰国された飼い主様へ 

海外で装着したマイクロチップは

国内で **再**登録を
お願いします!



日本獣医師会